様式１

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ほっぺるランド新高		
運営法人名称	株式会社テノ．コーポレーション		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	施設長　高倉千佳		
定員（利用人数）	88　名		
事業所所在地	〒　532-0033 大阪府大阪市淀川区新高1-7-37		
電話番号	06　－　4866　－　5878		
ＦＡＸ番号	06　－　4866　－　5879		
ホームページアドレス	https://hoppel-land.com/		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	2017年9月1日		
職員・従業員数※	正規　15　名	非正規　6　名	
専門職員※	保育士12名　栄養士3名　看護師1名		
施設・設備の概要※	［居室］		
	［設備等］0-5歳児クラス保育室　トイレ　調理室　職員室 相談室　園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0　回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有

【理念・基本方針】

保育理念
子どもには、安全な環境の中で身体的・精神的発達が得られる養護と教育が一体となった保育を提供します。

家庭のワークライフバランスを実現できる育児支援を行い、地域の人々や関係各機関と連携し、未来を担う子どもの成長を共に喜び合います。

保育目標
・生きる力を育てる
・思いやりのある豊かな心と個性を育む
・友達と協力する力を養う
・豊かな想像力や創造力、好奇心を育む

【施設・事業所の特徴的な取組】

当該施設は、法人理念と基本方針を明文化し、職員や保護者に浸透させることで、一貫した組織運営を行っている点が特徴である。経営面では、社会福祉事業や地域福祉計画の動向を踏まえた分析を行い、事業５ヶ年計画を策定し、中長期的な展望をもって安定した運営を進めている。さらに、単年度計画は実行可能性と検証可能性を高めている点も注目される。保育の実践面では、乳児担当制を導入し、子どもごとに計画を立てて発達や生活リズムに応じた支援を行っている。また、STEAM教育研修を導入し、子どもの探究心や主体性を育む取り組みを進めていること、さらに就学前カリキュラムのパイロット研修を導入し、小学校以降を見据えた基盤づくりを行っていることは先進的である。地域連携や関係機関との協働、防災や福祉活動にも積極的に取り組んでおり、保育と教育、地域貢献を統合的に進める施設として高い評価に値する。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ここのば
大阪府認証番号	270068
評価実施期間	2025年8月18日　～　2025年9月23日
評価決定年月日	2025年9月24日
評価調査者（役割）	2401C036　（　運営管理・専門職委員　） 2301C003　（　運営管理・専門職委員　） （　） （　） （　）

【総評】

◆評価機関総合コメント

当該施設は、理念と基本方針を基盤に一貫性のある組織運営を実践している。経営面では、地域の福祉計画や人口動態を踏まえ、事業５ヶ年計画を策定し、中長期的な目標を定めている。この計画には経営課題の明確化や解決策が盛り込まれており、さらに単年度計画に具体化することで、実行可能性と成果検証の仕組みが確立されている。保育の場面では、乳児担当制の導入により、一人ひとりの発達や生活に応じたきめ細やかな支援がなされている。教育的実践として、STEAM教育研修を導入し、子どもの探究心や主体性を育てる新たな試みを行っていること、就学前カリキュラムのパイロット研修を通じて小学校との接続を意識した保育を進めていることは大きな特色である。職員育成では、キャリアパスの整備や段階的な研修の機会提供、ICTを活用した効率的な情報共有が行われ、職員の成長を支援する体制が整っている。食育面については、自園栽培や農育など、保護者といっしょに楽しむことで、食事の楽しさを実感していただく取り組みを継続している。また、地域との交流や関係機関との協働、防災活動など公益性の高い活動にも積極的であり、地域社会に貢献する姿勢が明確である。これらの総合的な取組は、利用者本位の保育と持続可能な運営を両立させるものとして高く評価できる。

◆特に評価の高い点

特に高く評価されるのは、長期的視点と教育的特色を組み合わせた取組である。まず、事業５ヶ年計画を策定し、中長期的な課題解決や発展を見据えた経営を実践している点は、施設運営の安定性を高めている。また、STEAM教育研修を取り入れて子どもの主体性や探究心を育む先進的な実践を行っている点も注目される。さらに、就学前カリキュラムのパイロット研修を導入し、小学校以降を意識した教育的支援を整えていることは、子どもの学びの連続性を支える重要な取組である。これらに加え、乳児担当制による個別的配慮やICTを活用した保育記録管理、地域社会との積極的な連携も高く評価される。

◆改善を求められる点

改善を要する点として、小学校との具体的な連携体制が十分に整備されていないことが挙げられる。就学前カリキュラムを導入しているものの、保育士と小学校教員との情報交換や合同研修など、継続的な協力関係を築く仕組みが不十分である。また、ボランティア受入れについては基本方針やマニュアルは存在するが、受入れ時の研修や支援が不足しており、交流活動の安全性と質の確保に課題が残る。今後はこれらの体制整備を進めることで、教育・保育の連続性と地域連携の実効性が一層高まることが期待される。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は評価を通じて、当施設の取組に対して多角的なご意見をいただき感謝申し上げる。理念に基づく保育実践や職員育成、地域貢献への姿勢について評価をいただけたことは大きな励みとなる。特に、事業５ヶ年計画に基づく運営や、STEAM教育研修、就学前カリキュラムの試行について前向きな評価をいただいたことは、今後の推進力となる。一方で、小学校との連携強化やボランティア受入れ体制については改善課題として真摯に受け止め、今後の取組に反映させたい。今後も利用児童・家庭・地域に信頼される施設を目指し、努力を重ねてまいりたい。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

＜別紙＞

第三者評価結果

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
Ⅰ-1　理念・基本方針	
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
Ⅰ-1-(1)-①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
（コメント）	法人の理念と基本方針が文書やウェブサイトに記載されており、職員や保護者への周知が進められている。具体的には、理念が法人の使命や方向性を明確に示し、基本方針が職員の行動規範として具体的に示されている。これにより、職員への理解を促し、保護者への信頼感を高める取り組みが行われていることを示している。資料の作成や会議での周知など、様々な方法での周知活動が確認でき、理念や基本方針が適切に明文化されているため、評価基準を満たす状況であると判断した。

	評価結果
Ⅰ-2　経営状況の把握	
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅰ-2-(1)-①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
（コメント）	事業者は社会福祉事業全体の動向を具体的に把握し分析しています。また、地域の福祉計画の策定動向と内容も把握し、分析しています。さらに、子どもの数や保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集し、地域の特徴や課題を分析するなど、経営環境を把握しています。定期的な保育のコスト分析や利用者の推移分析も実施し、経営状況や将来展望を見据えた取り組みを行っています。このように、環境と経営状況の把握・分析が的確に行われています。
Ⅰ-2-(1)-②　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
（コメント）	事業者は経営環境および経営状況の把握・分析に基づき、具体的な課題や問題点を明示している。さらに、それらの状況や課題は役員間で共有され、職員にも周知されており、経営課題の解決・改善に向けた具体的な取り組みが着実に進行している。また、新高事業5ヶ年計画の策定により、中長期的な視点での取り組みが行われている。このように、組織全体で一貫した取り組みが実施されているため、高く評価できる。

	評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定	
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-3-(1)-①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
（コメント）	事業者は、理念や基本方針に基づいて、保育の展開、発達支援、修学支援、地域支援といった具体的な方向性を示した５か年計画を策定している。提出された「新高事業５ヶ年計画」により、中・長期の事業計画が明確に策定されていることが確認できる。さらに、経営課題の解決に向けた具体的な内容や目標が明示されており、数値目標や成果の設定により、実施状況の評価も行える内容となっているため、計画は必要に応じて見直しも行われている状況であると判断される。

Ⅰ-３-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
（コメント）	事業者の取組内容は、保育年間テーマに基づいて単年度の計画が詳細に策定されていることが確認される。事業内容は中・長期計画を基に単年度の具体的な事業内容が明確に示されており、計画は実行可能な内容となっている。さらに、計画の内容が「行事計画」に留まらず、数値目標や具体的な成果を設定することで実施状況の評価が可能な構成となっているため、評価基準の目的に適合していると判断される。	

Ⅰ-３-(２) 事業計画が適切に策定されている。

Ⅰ-３-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
（コメント）	事業計画の策定及びその実施状況の把握、評価、見直しが組織的に行われており、職員に周知されていることが確認できた。具体的には、職員が参画して意見を集約し、それを反映して事業計画が策定されている。さらに、評価結果に基づき見直しを実施し、職員への理解を促すために会議や研修会での説明を行う取り組みも実施されているため、全体として計画の策定・実施・評価・フィードバックが循環している状況である。	
Ⅰ-３-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
（コメント）	事業計画の主な内容が保護者に周知されているだけでなく、理解を深めるための工夫が行われていることが分かる。具体的には、保護者会などでの説明や、分かりやすい資料の作成といった取り組みが行われている。また、保護者の参加を促すための周知方法にも工夫が凝らされており、これにより保護者等が事業計画をしっかりと理解できる体制が整えられていることが認められる。以上のことから、事業計画の周知と内容の理解を促進するための取り組みが、しっかりと実施されていると判断した。	

	評価結果

Ⅰ-４ 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-４-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

Ⅰ-４-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
（コメント）	組織的にPDCAサイクルに基づいた保育の質向上に対する取り組みが実施され、保育の内容に関する評価を行う体制も整備されている。年1回以上の自己評価および第三者評価を定期的に受審しており、評価結果を分析・検討する場も組織として位置づけられ、実行されていることが確認できる。さらに、自己評価表をもとに年3回の面談とフィードバックを実施することで、継続的な質の向上に努めている点が評価される。	
Ⅰ-４-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
（コメント）	すべての評価の着眼点においてチェックがついていることから、事業者は評価結果を適切に分析し、それに基づく課題を文書化して職員間で共有し、その上で職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みを整え、着実に計画的な改善の取り組みを行っていることが確認できる。さらに、改善策や実施状況の評価を行い、必要に応じて改善計画の見直しもされていることから、改善策や実施計画を立てて実施していると判断される。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-１ 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-１-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-１-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
（コメント）	施設長は、経営・管理方針と役割を明確にしており、保育所内の広報誌等でそれを表明している。さらに、役割と責任を文書化し、会議や研修で職員に周知している。また、平常時のみならず災害時など有事における役割も明確化され、不在時の権限委任まで考慮されている。これらの取り組みから、施設長は職員に対し自らの役割と責任を明らかにし、信頼関係を築くために積極的に取り組んでいると判断される。	
Ⅱ-１-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
（コメント）	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、適正な関係を利害関係者と保持しているとされる。また、法令遵守に関する研修や勉強会に参加し、幅広い分野の法令を把握して取り組んでいる。施設長は職員に対しての法令の周知や具体的な取組も行っている。このように、施設全体として法令遵守が十分に行われており、コンプライアンスの徹底が図られていると判断される。提供された面談記録やオリジナルマニュアルもこの取組を裏付けている。	
Ⅱ-１-(２) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-１-(２)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
（コメント）	施設長は、保育の質の向上において組織的な取組に十分な指導力を発揮していることが示されている。継続的かつ定期的に保育の質の現状を評価・分析し、具体的な改善取組を行う姿勢が確認できる。また、職員の意見を反映し、教育・研修を充実させる取組も行っている点が挙げられる。法人としてオンライン研修を実施し、さらに地域との連携を図るためのパイロット研修も実施していることから、保育の質の向上に資する活動が広範囲に渡って行われている。	
Ⅱ-１-(２)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
（コメント）	経営の改善や業務の実効性向上に向けた取組が、組織全体にわたって実施されていることが確認できる。施設長は人事、労務、財務等を踏まえ、経営資源を有効に活用して施設全体の質を向上させるための具体的なアクションを起こしている。また、組織内で同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指す体制が整備されている。したがって、施設長は経営の改善や業務の実効性を高める取組において、十分な指導力を発揮していると判断される。	

	評価結果

Ⅱ-２ 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-２-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-２-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
（コメント）	事業者は、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画を確立するとともに、その計画に基づいて人材の確保や育成を実施していることが確認できる。具体的には、保育の提供に関わる専門職の配置や活用などについての効果的な計画が存在し、必要な人材の確保が行われている。自己評価ファイルを用いて運用し、福祉人材確保の取組が評価されているため、高水準の保育の質を維持する取り組みが実施されていると判断される。	
Ⅱ-２-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
（コメント）	事業者の取り組みでは、キャリアパスをもとにした基準を明確にしていることが確認できる。法人の理念・基本方針に従い、期待する職員像が明確化され、職員の評価や処遇改善については、必要性を評価・分析した上で改善策を実施している。また、職員が将来の姿を描けるような仕組みづくりも行われている。これらの要素から、総合的な人事管理が実施されていると判断できる状況である。	

Ⅱ-２-(２) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-２-(２)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
（コメント）	職員の就業状況や意向に基づいた労務管理の責任体制が整備されており、職員の心身の健康と安全の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮といった重要な要素に対して積極的に取り組んでいる。このため、働きやすい職場環境が実現されていると判断できる。また、定期的な職員の状況把握、本人との個別面談、福利厚生の充実などを通じて、職員の意向や意見を尊重した改善策が策定されており、必要に応じた改善の取り組みが行われている。このように、チェック項目の全てが達成されていることから、働きやすい職場づくりが組織的に実施されていると判断された。	

Ⅱ-２-(３) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-２-(３)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
（コメント）	職員一人ひとりの目標管理に関する取り組みが適切に行われていると判断される。組織として「期待する職員像」が明確にされ、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みも適切に構築されていることを確認できる。また、個別面接が実施され、職員とコミュニケーションを通じて目標が設定され、目標項目、目標水準、目標期限も明確である。さらに、中間面接を通じて進捗状況の確認や、年度当初・年度末の面接を通じた目標達成度の確認も行われており、全体的に職員育成に向けた体制が十分に整っている。	

Ⅱ-２-(３)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
（コメント）	職員の教育・研修に関して、保育所としての基本方針や計画が適切に策定され、教育・研修の実施が確認されている。職員に求められる専門技術や資格に対する明確な表現がなされ、定期的な評価と見直しも行われている。また、ICTを活用した管理とフィードバックが可能な仕組みが整備されており、職員の成長を支援する体制が整っている。このように、保育の質の向上を目指した教育・研修が体系的かつ効果的に行われているため、基準に適合していると判断される。	
Ⅱ-２-(３)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
（コメント）	事業者は職員の教育・研修の機会を多様に確保し、適切に実施している。具体的には、個々の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握し、新任職員を含む各職員に対して経験や習熟度に応じたOJTを適切に行っている。さらに、階層別研修や職種別研修、テーマ別研修の機会を提供し、外部研修への参加を奨励していることからも、その取り組みが充実しているといえる。これらの活動により、職員一人ひとりが教育・研修の場に積極的に参加できる体制が整備されている。	
Ⅱ-２-(４) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-２-(４)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
（コメント）	事業者は実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について、基本姿勢を明文化し、マニュアルを「令和6年度実習生ファイル」として整備している。さらに、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意や、指導者に対する研修を実施していることから、受入れ体制が整備され、効果的なプログラムが用意されていると判断できる。また、学校側との連携を通じて実習内容を整備し、実習期間中の継続的な連携を維持する工夫がなされていることも確認され、積極的な取り組みが実施されていると考えられる。	

	評価結果
Ⅱ-３ 運営の透明性の確保	
Ⅱ-３-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
Ⅱ-３-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
（コメント） 事業者の取組では、ホームページなどを通じて法人および保育所の理念、基本方針、保育内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報などが適切に公開されていることが確認できる。また、地域の福祉向上のための取り組みや第三者評価の結果、苦情・相談の体制やその内容についても公表している。このように、保育所の事業および財務等に関する情報が適切に公開されており、運営の透明性を確保するための取組が行われていると判断される。	
Ⅱ-３-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
（コメント） 事業者は保育所において公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みを確実に実施している。具体的には、事務、経理、取引に関するルールや職務分掌が明確化されており、職員には周知されている。また、内部監査を含む定期的な確認も行われている。さらに、外部の専門家による監査支援が実施され、その結果や指摘事項に基づいた経営改善も行われている。これらの取り組みは評価基準に照らして適正であると判断された。	

	評価結果

Ⅱ-４ 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-４-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-４-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
（コメント）	取り組みが積極的に行われていると判断できる。具体的には、地域との関わり方についての基本的な考え方が文書化されており、活用できる社会資源や地域の情報が収集され、保護者に提供されている。また、子どもの個別的状況に配慮した地域の行事や活動への参加支援体制が整っており、地域の人々と子どもとの交流の機会が定期的に設けられている。さらに、個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域の社会資源を利用するよう推奨している。こうした点から、地域への働きかけが積極的に行われていると評価される。	
Ⅱ-４-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
（コメント）	ボランティア受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢は明文化され、登録手続やボランティア配置、事前説明等に関する項目を含むマニュアルも整備されている。一方で、ボランティアに対する子どもとの交流における必要な研修や支援が行われていないため、受入れ体制が十分に整備されているとは言えない。このため、体制整備には改善の余地があると判断される。	

Ⅱ-４-(２) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-４-(２)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
（コメント）	事業者は、関係機関や団体との連携に非常に積極的であり、地域の関係機関・団体の共通の問題解決に向けて実際の取り組みを行っている姿勢が示されています。具体的には、地域の関係機関・団体との定期的な連絡会を開催し、職員間での情報共有も適切に行われています。また、家庭での虐待など、権利侵害が疑われる子どもへの対応においても、要保護児童対策地域協議会や関係の児童相談所との緊密な連携が図られています。これにより、より良い保育の提供に資する体系的な連携が確立されていると判断できます。	

Ⅱ-４-(３) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-４-(３)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
（コメント）	地域の福祉ニーズや生活課題の把握に関して、関係機関や団体との連携を図り、相談事業や地域住民との交流を積極的に行っていると判断される。取組内容として、ケース会議記録簿を用いて具体的な事例の管理を行っていることが示されているため、具体的な福祉ニーズの把握に努めていることが確認できる。さらに、地域の福祉ニーズや生活課題を把握するための他の活動についても、様々な工夫を凝らし、積極的な取組を行っている様子が伺える。	
Ⅱ-４-(３)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
（コメント）	事業者は、地域の福祉ニーズに基づいた多様な活動を積極的に行っている。その一例として、支援児個人計画を作成し、関係機関との連携を図りつつ支援を実施している。また、ノウハウや専門的な情報を地域に還元し、地域コミュニティの活性化にも貢献していることが確認できる。さらに、防災対策や被災時における支援体制を確保し、地域住民の安全と安心のための取り組みも進めている。これらの活動は、計画として明示され、公表されることで地域社会への寄与が図られていると判断される。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-１ 利用者本位の福祉サービス		
III-１-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-１-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
（コメント）	事業者は、子どもの尊重について具体的かつ継続的な取組を実施している。理念や基本方針において、職員が理解し実践する体制を整え、倫理綱領や規程の策定に加え、それを実践するための研修を行っている。さらに、職員アンケートを通じて現場の状況を把握し、定期的に対応策を講じている。子どもが互いを尊重する取組（SDGsブース）が存在し、保育の実施方法や職員・保護者間の共通理解の向上が図られている。これにより、組織内で共通の理解を持つための取り組みが充実していると判断できる。	
III-１-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
（コメント）	提出された書類や取り組み内容から、事業者は子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルの整備をしっかりと行い、それに基づいた保育を実施しています。また、職員に対しても研修を通じて理解を図り、かつ子ども・保護者への周知も成されています。さらに、設備面での工夫がされており、子どもの生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、プライバシーが守られるような取組が確認できます。以上のことから、子どものプライバシー保護が十分配慮され実行されていると判断されます。	
III-１-(２) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-１-(２)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
（コメント）	事業者は、保育所を選択するための情報提供について、公共施設に資料を置くなど積極的に取り組んでおり、資料もわかりやすく工夫されている。また、利用希望者への個別対応や見学希望者への対応もしている。さらに、情報提供の適宜見直しをしていることから、社会福祉法第75条や子ども・子育て支援法の趣旨に沿った姿勢が見受けられる。従って、利用希望者が情報を得て最適な選択をできるよう環境が整っていると判断される。	
III-１-(２)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
（コメント）	事業者は、保育の開始および内容の変更時に保護者の同意を得るための説明を行う際、保護者の意向を考慮した上で、わかりやすい資料を使用していることが分かる。さらに、説明時には保護者の理解を助ける工夫が施されており、特に配慮が必要な保護者への説明もルール化されている。保護者からの同意は書面でしっかりと記録されており、事前に英語カリキュラムなど具体的な資料を提供している点も評価される。これにより、事業者の取り組みは保護者への配慮や権利擁護に則していると判断される。	
III-１-(２)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
（コメント）	事業者は保育所の変更に際して保育の継続性を十分に配慮している様子がうかがえる。具体的には、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めていることが確認できる。また、保育所の利用終了後も子どもや保護者等が相談できるよう担当者や窓口を設置し、相談方法や担当者について書面で説明を行っている。さらに、園のしおりを活用して、保護者等に対する情報提供を実施しており、評価基準に掲げられた配慮や対応策が適切に行われていることが示されている。	

Ⅲ-１-(３) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-１-(３)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
（コメント）	事業者は利用者満足を把握するための仕組みを整備し、利用者満足に関する調査を定期的に行っている。具体的には、日々の保育で子どもの満足を把握し、保護者に対する調査、個別の相談面接、保護者懇談会などを定期的に実施している。また、調査の担当者を設置し、結果の分析・検討を行い、その結果に基づき具体的な改善も実施している。これらの取組から、利用者満足の結果を踏まえ、さらにその向上に向けた効果的な取組が見受けられる。	
Ⅲ-１-(４) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-１-(４)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
（コメント）	苦情解決の体制が確立されており、保護者への周知に関する取り組みも徹底されている。具体的には、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員が適切に整備されており、さらに苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物や資料の配布により、保護者等への周知が図られている。保護者等が苦情を申し出しやすい工夫も実施されている。苦情の受付から解決に至る記録が適切に保管され、保護者等へのフィードバックも行われており、配慮された公表も実施されている。また、苦情相談に基づく保育の質向上への取り組みがなされている。これらの要素から、苦情解決の仕組みが十分に機能していると判断される。	
Ⅲ-１-(４)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
（コメント）	複数の相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているとされ、さらにそれに関する情報を保護者に広く伝えるための取り組みが行われていることが示されている。具体的には、保護者が相談したり意見を述べたりする際の選択肢について説明した文書を作成し、それを配布したり掲示したりする取り組みがなされている。また、相談や意見表明がしやすい環境設計が考慮されているため、保護者にとって利用しやすい環境が確保されていると判断される。	
Ⅲ-１-(４)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
（コメント）	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、迅速かつ組織的に対応していることが確認できる。具体的には、職員が相談しやすい環境を作り、意見箱やアンケートを通じて保護者の意見を積極的に収集している。また、相談や意見の対応に関する明確なマニュアルを整備し、迅速な対応のための体制を構築している。さらに、保護者の意見を基に保育の質向上に取り組み、定期的なマニュアルの見直しも行っていることから、対応が十分であり、基準に適合していると判断される。	
Ⅲ-１-(５) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-１-(５)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
（コメント）	リスクマネジメントに関して、責任者の明確化や委員会設置といった体制が整備されている。さらに、事故発生時の対応と手順について職員にしっかりと周知されており、子どもの安心と安全を脅かす事例も積極的に収集している。収集した事例を基に職員が参加して発生要因の分析を行い、改善策や再発防止策の検討・実施を進めている。また、安全確保・事故防止に関する研修も実施し、定期的な評価と見直しも行われていることから、適切なリスクマネジメントが実行されていると判断される。	

III-１-(５)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
（コメント）	感染症対策として、責任と役割が明確にされた管理体制が整備されており、感染症の予防や発生時の対応に関するマニュアルがしっかりと作成・周知されていることが確認できる。また、担当者を中心に定期的な勉強会が開催され、予防策や緊急時の対応が適切に行われている。さらに、これらのマニュアルは定期的に見直されており、保護者への適切な情報提供も行われているため、感染症の予防策及び、発生時等の緊急時の子どもの安全確保についてしっかりした組織体制と取組が確認できる。このため、感染症の予防策が講じられ、組織として体制を整備し、取組を行っていることが明確である。	
III-１-(５)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
（コメント）	事業者は災害時の対応体制を明確にし、立地条件から災害の影響を把握して必要な対策を講じている。また、子どもや保護者、職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されていること、食料や備品類の備蓄リストが作成され、管理者を定めて整備されていることから、組織的な取り組みが確認できる。さらに、防災計画を整備し、地元行政や関係機関と連携して訓練を実施していることにより、実効性の高い取り組みが行われている。これにより、子どもの安全確保に向けた組織的な取り組みが評価される。	

	評価結果
III-２ 福祉サービスの質の確保	
III-２-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
III-２-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
（コメント） 事業者は保育ICT（コドモン）を活用して保育帳票を管理しており、標準的な実施方法が適切に文書化されている。また、子どもの尊重やプライバシーの保護に関する姿勢も明示されており、研修や個別の指導によって職員に周知徹底する方策が講じられている。さらに、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みが整備されている点から、保育が画一的なものにならず、適切に標準化が行われていると判断される。	
III-２-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
（コメント） 事業者の取り組みは、保育の標準的な実施方法に関する検証・見直しの時期や方法が組織として定められている。また、この検証・見直しが定期的に実施されていることも確認できる。さらに、指導計画の内容が必要に応じて見直しに反映されており、職員や保護者等からの意見や提案が取り入れられる仕組みも整備されている。これにより、事業者は保育の質の向上を図るためのPDCAサイクルを継続的に実施していると判断される状況にある。	

III-２-(２) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-２-(２)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
（コメント）	提示された情報では、アセスメントに基づく指導計画の体制が確立され、充実した取組が行われていることが確認できる。具体的には、指導計画作成の責任者が設置され、アセスメント手法が確立し、適切に実施されている。また、さまざまな職種の関係職員や外部関係者が参加し、子どもと保護者の具体的なニーズが指導計画に明示され、それに基づく保育が行われている。さらに、振返りや評価の仕組みも構築されており、支援困難ケースへの対応も積極的に行われているため、しっかりとしたプロセスが整備されていると判断される。	
III-２-(２)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
（コメント）	事業者は指導計画の見直しに関して、組織的な仕組みを確立し実施している。具体的には、見直し時期や検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意取得の手順が組織的に定められている。また、緊急時の指導計画変更の仕組みや、見直し後の内容を職員に周知する手順も整備されている。さらに、保育の質向上に関わる課題が明確化され、評価結果を次の指導計画に反映する体制が整っていることから、評価基準の最高段階に該当する取り組みであると判断された。	
III-２-(３) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-２-(３)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
（コメント）	記録や情報共有の仕組みが整備されており、高度な情報管理が実践されている。具体的には、子どもの発達状況や生活状況が統一した様式で的確に把握され、記録されている。また、個別の指導計画に基づく保育が実施されており、記録により確認可能である。記録内容や書き方に差異が出ないように記録要領を作成し、職員への教育も行われている。情報共有を目的とした会議の定期的な開催や、コンピュータネットワークを用いた情報共有の仕組みも整備済みである。	
III-２-(３)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
（コメント）	事業者は子どもに関する個人情報の管理に関して、非常に適切な取り組みを行っている。具体的に、個人情報保護規程を定めており、記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する規程を設けている。また、不適正な利用や漏えいに対する対策も講じられており、職員に対する教育や研修を実施するなど、職員の規程理解と遵守が徹底されている。記録管理における責任者も設置されており、保護者等への説明も行っていることから、管理体制においては非常に高い水準を維持していると判断される。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１　保育内容		
A－１－（１）　全体的な計画の作成		
A-1-（1）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	事業者の全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づいて作成されていることが確認される。さらに、保育所の理念や方針、目標に基づいて計画が策定されており、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態に合致している。また、保育に関わる職員が計画の策定に参画しており、定期的に評価を行って次回の計画に反映している点が極めて重要である。これらの点から、全体的な計画は高い水準で作成されており、事業者の取り組みが非常に評価される。	
A－１－（２）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（2）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	事業者の取り組みには、子どもの生活環境が適切に整備されていることが確認できる。具体的には、室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境が常に適切な状態で保持されており、保育所内外の設備や用具、寝具等の衛生管理にも努力が見られる。また、家具や遊具の素材・配置についても工夫されており、一人ひとりの子どもがくつろいだり、落ち着ける場所を確保している。さらに、食事や睡眠のための心地よい生活空間を提供し、手洗い場やトイレも安全で子どもが利用しやすい設備になっていることから、生活にふさわしい場としての環境が整備されていると判断される。	
A-1-（2）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	事業者は、一人ひとりの子どもを受容し、その状態に応じた保育を常に行っていることが分かる。具体的には、子どもの発達や家庭環境からの個人差を十分に把握し、尊重していることが確認できる。また、子どもが安心して気持ちを表現できるように配慮し、言葉遣いにおいても適切な対応をしている。さらに、自分を表現する力が未熟な子どもの気持ちをくみ取る姿勢も示されており、子どもの欲求に応じた支援を行っている。STEAM教育研修を通じ、主体性を育むための試行も日常的に実施しているため、高い評価に値する。	
A-1-（2）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	事業者は、子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境整備と援助を充実させていると判断できる。チェックポイントには、子どもの発達に応じた個別配慮や、子どもの主体性を尊重した援助が多岐にわたって実施されている様子が窺える。乳児担当制を導入し、子どもごとに保育計画書を作成していることからも、一人ひとりに対してきめ細やかな対応を心がけていることがわかる。これにより、子どもたちが健康で安全な生活習慣をしっかりと身につけることが期待できると評価された。	

A-1-（2）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	事業者は子どもが自主的かつ自発的に生活と遊びができる環境を整備しており、具体的には、子どもが自発性を発揮できるよう様々な援助を行っていることが確認できる。遊びの中で進んで身体を動かすことや友だちと協同して活動する機会を設けており、戸外での活動時間や環境も確保されている。また、子どもたちが自然や地域の人たちと触れ合う機会を提供し、自由に表現活動ができる工夫もしている。これらの要素により、総合的で豊かな保育が展開されていると判断される。	
A-1-（2）-⑤	乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮してい	a
（コメント）	事業者の取組内容から、乳児担当制を導入し、一人ひとりの子どもに対して個別の保育計画書を作成していることが確認できる。これは保育指針に基づき、個々の子どもに応じた対応が行われていると考えられる。また、就学前カリキュラムのパイロット研修を実施し、保育の質向上を図っている点も評価できる。さらに、着眼点の項目すべてにおいてチェックがついていることから、乳児保育における環境整備や保育内容への十分な配慮がなされていると判断できる。	
A-1-（2）-⑥	３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	事業者の取り組みは、3歳未満児の保育において必要な環境の整備と保育内容に対する配慮が十分に行われていると判断される。子どもたちが自発的に活動し、探索活動を行えるような環境作りがなされている点や、一人ひとりの子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している点は特に評価される。さらに、保育士が子どもの自我の育ちを受け止め、適切に関わる姿勢が確認されていることも、保育の質の高さを示している。これにより、適切な環境が整備され、保育の内容が方法に配慮されていると判断できる。	
A-1-（2）-⑦	３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮してい	a
（コメント）	すべての着眼点にチェックがついていることから、各年齢の子どもたちが集団の中で安定して過ごせる環境が適切に整備されていると判断される。３歳児から５歳児までの保育に関する環境設定が適正であり、それぞれの年齢に応じた活動が行われ、保育士が適切に関与していることが確認できる。さらに、保護者や地域、就学先の小学校と連携し、子どもの成長や取り組みを伝える工夫が施されており、全体として養護と教育の一体的な保育が実施されていると考えられる。このような取り組みが評価されるべきである。	
A-1-（2）-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備が十分に行われていることが確認できる。具体的には、建物・設備の環境整備が行われ、障がいに応じた個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画との関連づけがなされている。さらに、計画に基づいた成長に応じた保育の実施や、子ども同士の関わりへの配慮が確認できる。保護者との密な連携により生活への配慮がされており、医療機関や専門機関の助言も受けている。職員の研修及び保護者向けの情報提供も行われているため、評価基準に十分に適合していると判断される。	

A-1-（2）-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
（コメント）	事業者は、長時間保育に対する環境整備と保育内容・方法において、すべての重要な要素に配慮していることが確認できる。具体的には、子ども主体の計画性をもった取組を行い、家庭的でゆったりと過ごせる環境を整え、年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに対する配慮もある。また、子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事提供が行われ、保育士間の引継ぎも適切である。加えて、保護者との連携も十分に取れており、子どもの個々の状況に応じた穏やかに過ごせる配慮がされていることが評価に値する。これらの取り組みにより、子どもが安心して心地よく過ごすことのできる質の高い保育環境が提供されていると判断される。	
A-1-（2）-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
（コメント）	事業者は計画において小学校との連携や就学に関する事項を記載し、保育が行われている。また、子どもや保護者が小学校以降の生活について見通しを持てる機会の設置も確認できる。しかし、保育士と小学校教員との意見交換や合同研修等を通じた直接的な連携は課題とされているため、十分な連携が図られているとは言えない。特に、小学校との具体的な連携方法や内容について更なる改善が必要であると判断される。	

A－1－（3）　健康管理

A-1-（3）-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
（コメント）	事業者は子どもの健康管理に関して、組織的かつ詳細な実施体制を整えていると判断される。子どもの健康管理に関するマニュアルが整えられ、個々の子どもの心身の健康状態が適切に把握されている。また、保護者との連携を重視し、体調悪化やけがの際には適切な報告と確認が行われている。さらに、保健に関する計画が策定され、保護者や職員間での情報共有も徹底されている。その他、乳幼児突然死症候群（SIDS）への対応として、職員への知識の普及と保護者への情報提供が行われており、全体として子どもの健康と安全の確保に努めている姿勢が見られる。以上から、総合的に高評価に値する取組を行っていると判断できる。	
A-1-（3）-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
（コメント）	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されているという取り組みが行われている。また、これらの結果を基にした保健に関する計画が立てられ、その計画に基づいた保育が実施されていることも確認できる。さらに、診断結果が保護者に伝えられ、それが家庭での生活に生かされるよう努められている。このように健診結果が保育に反映され、保護者との連携も適切に行われていることから、非常に良好な取り組みが評価される。	
A-1-（3）-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
（コメント）	事業者の取組内容においては、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対し、医師の指示に基づく適切な対応が行われていると確認された。その証拠として、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応がチェックされていることが評価できる。また、保護者との連携が密に取られており、職員も必要な研修を受けているため、子どもの状況に応じた適切な保育が実施されていると評価できる。さらに、他の子どもや保護者への理解促進に向けた取組も行われており、包括的かつ適切な対応がなされていると判断される。	

A－1－（4）　食事		
A-1-（4）-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
（コメント）	事業者は食事を楽しむための工夫を多岐にわたって実施している。具体的には、保育の計画に食に関する取組を適切に位置づけ、子どもが落ち着いて楽しく食事をできる環境作りを行っている。また、子どもの発達に応じた食事援助や食器の配慮、個々の食欲に合わせた量の調整、食べたいものが増えるような援助も行われている。さらに、家庭との連携により子どもの食生活や食育に関する取組を強化しており、総合的な取り組みによって子どもが食を楽しむ環境が整備されていることが明確である。	
A-1-（4）-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
（コメント）	事業者は子どもにおいしく安心して食べることのできる食事を提供するために、具体的かつ多様な取り組みを実施している。この施設では、一人ひとりの子どもの発育状況や体調を考慮した献立や調理方法の工夫がなされており、食べる量や好き嫌いも把握している。また、季節感を取り入れたメニューや地域の食文化、行事食も積極的に導入している。さらに、調理員や栄養士が子どもの食事の様子を見る機会を確保し、衛生管理の体制も整備されていることから、安全かつ魅力的な食事提供が行われていると判断される。	

	評価結果
A-2　子育て支援	
A－2－（1）　家庭との緊密な連携	
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
（コメント） 家庭との日常的な情報交換が連絡帳を通じて積極的に行われており、保護者が理解しやすい形で保育の意図や内容を伝達する機会が設けられている。また、様々な機会を利用して保護者と子どもの成長を共有するための支援が行われており、日々の活動内容が写真として視覚的に提供されている点も評価できる。さらに、家庭の状況や保護者との情報交換の内容についての記録も適切に行われていることから、家庭との連携を強化し子どもの生活を充実させるための取り組みとして十分である。	
A－2－（2）保護者等の支援	
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
（コメント） 事業者は保護者に対する支援の取り組みをしっかりと行っている。保護者との信頼関係の構築、相談に応じる体制の整備、個別事情への配慮など、評価の着眼点においてチェックがついていることから、支援が充実していることが確認できる。また、相談内容の適切な記録や適切な助言体制の整備があることから、組織としての支援体制が確立され、保護者が安心して子育てできる環境を提供できていると判断される。	

A-2-（2）-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
（コメント）	事業者は、家庭での虐待等権利侵害に対する早期発見・早期対応および予防に対して、積極的かつ適切な対策を行っていることが確認できる。具体的には、子どもの心身の状態や家庭での養育状況に対する把握の努力、職員間での情報共有や協議体制の整備、保護者への予防的支援、そして児童相談所などの関係機関との連携に関する取り組みが実施されている。また、職員に対する研修や虐待発見時の対応マニュアルの整備など、組織的かつ包括的な対策が行われているため、評価基準に完全に準拠していると判断できる。	

	評価結果
A－3 保育の質の向上	
A－3－（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	
A-3-（1）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント） 保育士等による保育実践の振り返りが主体的かつ積極的に行われ、保育の質向上につなげていることが確認できる。記録や職員間の話し合いを通じ、自己評価が実施されている様子から、子どもの心の成長や意欲にも配慮した評価が行われている。さらに、定期的な自己評価を通じた互いの学び合いや意識の向上も図られており、組織全体での保育実践の向上に寄与していることが評価される。	

	評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助	
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取組んでいる。	a
（コメント） 就業規則等に体罰等の禁止が明記されており、さらに体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況への対策として、体罰等を伴わない援助技術を修得できる研修や話し合いが行われていることから、体罰等の不適切な対応を防止するための取り組みが十分に行われていると判断される。また、適切保育会議が開催されており、問題の早期発見にも努めていることがうかがえる。以上の点を総合的に考慮し、評価基準を満たしていると評価される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	81人
調 査 方 法	Webフォームアンケート（記名あり）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 職員の丁寧で温かい関わり

多くの保護者から「いつも丁寧に接してくれる」「安心して預けられる」「子どもの名前や特徴を覚えてくれている」といった声が寄せられており、職員によるきめ細やかな関わりがうかがえる。園長をはじめ、担任以外の職員も積極的に子どもと関わっていることから、園全体で保育に取り組む一体感がある。特に「アットホームな雰囲気」「先生の表情が明るく、笑顔が多い」といった記述も多く見られ、温かみのある保育環境が整っていることがうかがえる。

また、子どもの成長に驚いたという声や、「子どもが行きたくないと言った日が一度もない」との声もあり、日々の保育の質の高さが保護者に伝わっていることが伺える。

2. 教育・保育内容の充実

英語、体操、ダンス、SDGs、科学実験など、多彩な活動が導入されていることへの高評価が多く見られた。特に、家庭ではなかなか体験できない活動（泥遊び、季節行事、感覚遊び等）を通じて、子どもたちがのびのびと成長している様子が伺える。また、食育や設定保育の充実により、着脱やトイレトレーニングなど自立に向けた成長が促されている点も評価されている。

自由記述の中には、「STEAM教育が充実している」「保育方針がしっかりしていて感動した」といった声もあり、保護者が園の教育的な取り組みに信頼を寄せている様子がうかがえる。

3. 保護者との連携と安心感

日常的な連絡帳アプリの活用や、送迎時の会話を通じた丁寧な情報共有が評価されている。「連絡帳アプリで毎日様子が分かる」「相談しやすい先生が多い」といった意見が目立ち、保護者が安心して子どもを預けられる体制が整っていることが伝わってくる。

一方で、「連絡帳アプリの内容が簡素化された」「もっと写真や動画で様子を見たい」との声もあり、保護者がより多くの情報を求めている傾向も見られた。ただし、これらの要望も、園に対する信頼感や関心の高さの裏返しであり、コミュニケーションが日常的に機能しているからこその意見と捉えられる。

4. 安全・衛生管理への信頼

園内の清掃状況や感染症対策について「清潔で安心」「防災対策もしっかりしている」との意見があり、安全への配慮が保護者にも伝わっている。また、「事故を防ぐための安全管理に力を入れている」といった具体的な記述も見られた。

給食についても「給食が美味しい」「食育に力を入れている」との声が複数あり、子どもの健康や食生活への配慮に対する満足度の高さがうかがえる。

5. 職員体制への配慮と期待

一部の保護者からは、「先生が退職してしまうのが残念」といった声も見られたが、同時に「それでも先生方は誠実に頑張ってくださっている」との言及もあり、職員の努力が保護者にしっかりと伝わっている。保護者からは「先生の負担を軽減するために、もっと保護者に頼ってもいい」という前向きな提案もあり、園と保護者が協力してより良い保育環境を作ろうとする意識が感じられた。